

令和7年度興居島小・中学校「幼保小中連携推進事業」児童生徒募集要項

松山市教育委員会学校教育課
松山市立興居島小・中学校

1 事業目的

豊かな自然環境の中で、小・中学校が連携しながら教育することにより、確かな学力を育成するとともに、地域との交流や自然体験活動を通して豊かな人間性を育成することを目的に、興居島小・中学校の小中連携教育の推進を図る。

2 対象

本事業の目的や趣旨を理解し、興居島中学校において義務教育の課程を修了することを望む児童生徒を対象とする。ただし、学級編制や教員配置等の関係で、特別な支援を要する児童生徒は対象外とする。また、長期欠席傾向及び問題行動等、生徒指導上困難を要する児童生徒も対象外とする。

3 受け入れ可能人数

よりよい教育環境と特色ある学校づくりのため、定員を定める。

- 興居島小学校は、第1、3、4学年は各6名程度、第2学年は3名程度、第5学年は2名程度、第6学年は4名程度とする。
- 興居島中学校は、募集は行わない。
- 入学及び転入を希望する者が定員を超えた場合は、公開抽選を行う。ただし、入学を希望する児童の兄弟が、既に興居島小・中学校へ通学している場合は、受け入れ可能人数の範囲内で優先する。
- 公開抽選日は、令和6年12月16日（月）15:00～、場所は市役所第四別館を予定している。

4 興居島小・中学校への入学及び転入の申請方法

(1) 電話相談

入学・転入を希望する場合は、松山市教育委員会学校教育課（TEL 948-6591）に電話で相談し、親子面談を行う日程を決定する。

【電話相談受付期間及び時間】

令和6年11月11日（月）～令和6年11月29日（金）※ 土、日曜、祝日を除く 9:00～17:00

※ 上の相談期間以降に市外から転入等があった場合には、令和7年2月28日（金）まで、相談を受け付けます。

(2) 親子面談及び申請手続き

松山市教育委員会で、児童生徒・保護者共に面談を受け、入学・転入の申請手続きを行う。

※ 面談日は令和6年11月中旬～令和6年12月2日（月）の期間で松山市教育委員会が指定した日とします。

(3) 就学承認

- ① 松山市教育委員会が審査し、結果を令和7年1月上旬までに家庭に郵送する。
- ② 入学・転入を認めた場合は、松山市教育委員会「校区外通学許可書」を交付する。

(4) 転校等

- ① 学級編制や教員配置等、よりよい学習環境を整えるため、原則として本事業による入学・転入は年度始め（4月）のみとし、年度途中の他校からの転入は認めない。
- ② 他校への転学も原則として認めないが、緊急を要する場合や生徒指導上困難を要する場合は正規校への転学とする。
- ③ 入学後に市内で転居となる際、継続して通学を希望する場合は、「通学校継続許可申請書」を松山市教育委員会学校教育課へ提出する。希望しない場合は正規校への転学とする。

5 通学用スクールバスの利用

(1) 松山市教育委員会の定めるバス運行規約を遵守する児童等が利用できる。

※規約が守られず、バス運行の妨げとなる場合は、松山市教育委員会が許可を取り消す。

(2) 入学申請時に、「スクールバス利用申込書」を提出し、松山市教育委員会の許可を必要とする。

【担当】松山市教育委員会学校教育課

指導主事 飯尾 美希

平野 周郎

TEL 948-6591